**平成２０年５月１日から窓口での本人確認が法制化されました**

　日野町では、平成１９年４月１日から、本人になりすました不正な請求を防ぐため、「戸籍」・「住民票」・「印鑑」・「税」に関する各種証明書を請求される際に窓口で請求される方の本人確認をさせていただいております。

　このような取扱いが全国に広まるなか、戸籍法と住民基本台帳法がそれぞれ一部改正され、**本人なりすましによる不正な手続きの防止と、プライバシー保護を大きな目的とし、窓口での本人確認を必ず行うこととされています。**

　このため、税務証明などを交付請求されるときは本人確認書類のご提示をお願いします。

**★税務証明などに関しての本人確認書類は下記のとおりです。**

**【１点で確認できるもの】**

　　・マイナンバーカード（個人番号カード）　・運転免許証

・住民基本台帳カード（顔写真つき）　　　・在留カード

・有効旅券（パスポート）　　　　　　　　・特別永住者証明書

　　　　　　　　　　　などの官公署が発行した顔写真つきのもの

**【２点で確認できるもの】**

　　・健康保険被保険者証　　・年金手帳　　・年金証書

・住民基本台帳カード（顔写真なし）

・後期高齢者医療保険被保険者証　　・介護保険被保険者証

　　　　　　　　　などの官公署が発行した顔写真がないもの

　　皆さまには、すでにご協力をいただいておりますが、引続き本人確

認をお願いさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いします。